

○ 鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターは、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における次の目的に利用することができるものとする。

- (1) 民間機関等の技術支援及び技術セミナー
- (2) 民間機関等との共同研究・受託研究・受託試験
- (3) 学内共同研究
- (4) 学生の「ものづくり」教育
- (5) 地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）が認めた業務

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 民間機関等の技術支援及び技術セミナーに係わる者
- (2) 民間機関等との共同研究・受託研究・受託試験に係わる者
- (3) 本校の教職員及び学生
- (4) その他センター長が特に認めた者

(利用の申請)

第4条 センターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本校グループウェアのワークフローで利用申請書（共同研究エリアを除く。）を提出し、承認を得なければならない。ただし、共同研究エリアを利用しようとする者は、共同研究エリア利用申請書を提出し、承認を得なければならない。

2 利用の申請は、原則として利用日の1ヶ月前から受け付けるものとし、利用日の1週間前までに行うものとする。ただし、授業に使用する場合を除く。

(変更の届出)

第5条 利用申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

(利用者の制限)

第6条 センター長は、利用者がこの要項に定める事項に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を及ぼしたとき又はその恐れがあるときは、その者の利用承認を取消し、又は利用を停止させることができるものとする。

(経費の負担)

第7条 利用者は、センター長が別に定める経費を負担するものとし、電気・ガス及び水道等の利用料金の取扱いについては、鹿児島工業高等専門学校不動産使用規程に準ずる。

(利用上の注意事項)

第9条 利用者は、別に定める「センター使用上の注意事項」を遵守し、火災予防及び事故防止等に努めなければならない。

2 事故又は機器に故障が発生した場合は、直ちにセンター長に報告しなければならない。

(運用担当者)

第10条 各実験設備には、機器の円滑な運用を行うため「運用担当者」を置くものとする。

(その他)

第11条 その他センターの利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成12年9月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用要項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター使用上の注意事項

1 目的

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）を、教職員・学生及び民間機関等の研究者等が、安全かつ健全に利用するための注意事項を示し、事故の発生を未然に防止しあるいはその被害を最小限に留めることを目的とする。

2 適用範囲

この使用上の注意事項は、センターの各実験室や研究室における実験研究用機器・器材・危険物・有害物及びガス類の取扱いについて適用する。

3 利用時間

(1) センターの利用時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から19時までとする。時間外に使用するときは予め時間外使用願をセンター長に提出し、承認を得ること。

(2) 上記利用時間外にセンターを利用しようとする者は、センター長が発行した「鍵使用許可証」を総務係へ提出し、「鍵貸出簿」に記入のうえ、入口の鍵を借り受け、センターの利用が終了したときは、その都度、翌日には総務係に必ず鍵を返却すること。
(ただし、翌日が土・日曜日及び祝日の場合は直近の勤務日)

4 施設及び機器の運用

(1) センター長は、機器の運用担当者の協力を得て定期的に機器を点検し正常に動作することを確認するとともに、管理記録簿に記載すること。

(2) 退室の際は、窓等の旋錠が完全になされているか確認すること。

(3) 無人で長時間稼働させる機器については、その安全性を十分に確認しておくこと。

(4) 時間外に利用する者は、最後に退館する時、電気・ガス及び水道等の後始末を確認すること。

(5) 実験設備の利用に伴い機器を搬出する必要がある場合は、機器名・仕様・数量及び期間を明示し、センター長の承認を得るものとする。搬出した機器を返納する場合は、センター長の確認を受けるものとする。また、センター所有外の機器を搬入する場合もこれに準ずる。

5 実験用機器・器材の取扱い

- (1) 実験室で使用している機器・器材について、利用者は、その電力容量や機械的・化学的特性を十分に把握し、過熱、熔融、落下、液・ガスの漏れ、爆発及び火災等の事故が発生しないように十分に注意すること。
- (2) 実験用機器・器材は地震等による倒壊・移動・破損等のないよう防護措置を講じること。
- (3) 実験用機器特に精密機器については、火山灰・土砂・塵埃等の付着混入がないよう注意すること。

6 防火・防犯管理

- (1) センター内では、すべて禁煙とする。
- (2) センターを利用する者は、万一火災やガス事故が発生した場合は人命の安全を図るとともに非常通報を行い、初期消火や換気など必要な措置を講じること。
- (3) 盗難、不法侵入等の事故を発見した場合は、現場保存と状況把握に努めるとともに、直ちにセンター長へ連絡すること。

7 危険物及び有害物の取扱い

- (1) センター内で取り扱う人体や環境へ悪影響を及ぼす危険物及び有害物について、取扱者はその危険性・有害性に関する特性を充分把握し、明示すること。
- (2) 危険物及び有害物の取扱いについては、搬入、保管、使用、廃棄に際しては取扱いに万全を期すこと。また、申請書に記載すること。
- (3) 危険物及び有害物の取扱いについては、予想される事故の発生とその対策を予め調査しておき、事故発生時には迅速に対応すること。
- (4) センター内で取り扱う危険物及び有害物については、利用者が責任を持って取り扱うこと。
- (5) 引火性物質の取扱いについては火気厳禁とし、必要最小量の使用を心掛けるとともに、必ず換気を行うこと。
- (6) 爆発性物質の取扱いについては、火気を避けて冷暗所に保管し、衝撃、加熱など

の影響が及ばぬよう注意すること。

(7) 禁水性物質の取扱いについては、直後に水や人体皮膚等に触れないよう注意すること。

(8) 自然発火性物質・酸化性物質の保管及び取扱いについては、空気接触、加熱、衝撃、直射日光等の刺激に注意すること。

(9) 毒物・劇物の保管及び取扱いについては、利用者が責任を持って取り扱うこと。

8 ガス類の取扱い

(1) 爆発性ガスの取扱いについては、混合ガスの誘爆性や爆発限界を調査把握しておくとともに、必ず換気を行うこと。

(2) 有毒ガスの取扱いについては、毒性の物質・許容量を把握しておくとともに強制排気の措置を講ずること。

(3) 液化ガスの取扱いについては、沸騰、周辺への飛散に注意し、凍傷の危険性に留意すること。

地域共同テクノセンター共同研究エリア利用申請書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター長 殿

申請者（利用代表者）

所属学科

職名

氏名

印

下記のとおり地域共同テクノセンターの共同研究エリアを利用したいので、申請します。

共同研究 課題名		本校代表者所属 ・職名	
		氏 名	
共同研究 企業名		企業代表者所属 ・職名	
		氏 名	
研 究 協力者 (本校)	所 属・職 名	氏 名	役 割 分 担
研 究 協力者 (企業)			
研究概要			
①研究テーマの背景と目的			
②研究期間と期間中の研究計画			
③設置する装置・機器等			
④期待される研究成果			

センター長	総務課	総務係

令和 年 月 日

時間外使用願

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター長 殿

申請者（利用代表者）

所属学科 _____ (TEL: _____)

職名 _____ 氏名 _____ 印

次のとおり、地域共同テクノセンターを時間外使用したいので承認願います。

利用室名 _____

使用時間 平日： _____ ~
土・日・祝： _____ ~

使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

使用者 _____

鍵 使 用 許 可 証

令和 年 月 日まで有効

地域共同テクノセンターの時間外利用において、
以下の者に鍵の使用を許可します。

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター長

鍵 使 用 責 任 者	
実 験 室 ・ 研 究 室 名	
使 用 者	

(注 意 事 項)

- 1 利用時間外以降玄関を開けた時は必ずドアを閉め、鍵がかかった事を確認して下さい。
- 2 この鍵使用許可証は文頭に記載してある期日までとします。
鍵の返却は、その都度、翌日には庶務係に必ず返却して下さい。(ただし、翌日が土・日曜日及び祝日の場合は直近の勤務日)
- 3 センター使用の延長を希望される場合は期日の1週間前までに利用申請書とともに時間外使用願を提出して下さい。
- 4 センター利用要項及び使用上の注意事項を遵守して下さい。